

タイトル	犯罪被害者の保護・救済と少年法改正（1）
著者	種田，健一郎； TANEDA, Kenichiro
引用	北海学園大学法学研究，58(2)：95-115
発行日	2022-09-30

論 説

## 犯罪被害者の保護・救済と少年法改正（1）

種 田 健一郎

### 目次

#### はじめに

1. わが国における近年の少年司法の動向と被害者の視座
  - (1) 近年の被害者関連諸法・施策の展開
    - 1) 被害者二法の成立
      - i 立法に至る経緯
      - ii 被害者等による被害に関する心情その他の意見陳述
    - 2) 「犯罪被害者基本法」の成立（2004年）
    - 3) 「犯罪被害者等基本計画」（2005年～現在）
    - 4) 「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立（2007年）
    - 5) 犯罪被害者等基本計画の推移
  - (2) 小括
2. 近年の少年法改正 —被害者視座の改正を中心に—
  - (1) 「少年犯罪被害者」の状況
  - (2) 「少年犯罪被害者」の保護・救済へ
  - (3) 第一次・第三次少年法改正
    - 1) 第一次少年法改正（2000年）
    - 2) 第三次少年法改正（2008年）
      - i 第一次改正のその後の経緯
      - ii 第三次改正へ
      - iii 第三次改正法の内容
        - ①少年法5条の2第1項改正
        - ②少年法9条の2改正
        - ③少年法22条の4新設

（以上本号）

## はじめに

周知の通り、2021年（令和3年）に少年法は5度目の改正がなされた（以下、第5次改正少年法という）。その改正点は多くの事項に及ぶが、その主要な点は、「①少年法上の成人年齢は20歳を維持しつつ、②18歳および19歳の少年を、20歳以上とも17歳以下とも異なる『特定少年』と呼ぶこととし、その犯した死刑もしくは短期1年以上の懲役もしくは禁固にあたる罪については、原則として逆送対象としたこと、③特定少年を虞犯の対象から外したこと、④特定少年への保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で決定することとし…⑤特定少年が犯した罪により公訴を提起された場合は、記事等の掲載…の禁止の定めを適用しないこと」などである<sup>1</sup>。

第5次少年法改正の経緯やその是非については既に多数の論考がある<sup>2</sup>が、多くは「保護主義」との緊張関係や保護主義の後退、厳罰化を批判するものといってよいと思われる。また、このような流れは、2000年少年法改正から継続する、「少年法厳罰化改正」対「伝統的保護主義」の第5ラウンドと言えるかもしれない。

ところで、我が国における犯罪被害者等の保護・救済施策は、1980年代より始まり<sup>3</sup>、2000年には、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（以下、「犯罪被害者保護法」という。）が成立し、2004年には、「犯罪被害者等基本法」が制定され、これを受け2005年に「第1次犯罪被害者等基本計画」が策定され、2021年に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されている。我が国の犯罪被害者等の保護・救済施策はとりわけ2000年以降に進展しているのであるが、このことは少年法改正と相関性を有している。このように、現在において、少年法を含め刑事司法の整備・改正等を考える際、犯罪被害者の保護・救済という視座を抜きにして考えることはできない。

従来の批判はともすれば、「保護主義」の維持からなされることが多いと見受けられるが、つまり、その批判は、「少年保護」の視座のみからの批判である（筆者は保護・教育主義を否定するものではない）。しかし、上述したように現在では犯罪被害者の保護・救済という視座を無視することはできないと考えられる。つまり、もはや、「少年」視座のみで、「少年法」を捉えることは困難なステージに入ったのではなからうか。

このことについては、第5次改正少年法に関する一連の検討議論の段

階でも、例えば、法制審部会第3回会議で配布された「論点表（案）」（配布資料12）では、「少年保護事件の手続過程並びに少年院及び保護観察における処遇が年長少年に対しても有効に機能している中で、『少年』の年齢を18歳未満とする必要性はあるか<sup>4</sup>」、あるいは同第4回で、部会委員である川出敏裕教授も「現行少年法の下で18歳、19歳の年長少年に対して行われている手続や保護処分が有効に機能していないので、少年法の適用年齢を下げることを検討しようとするものではないのだということについては、意見の一致がある…現行法の下での年長少年に対する手続や処遇の有効性という観点からは、少年法の適用年齢を引き下げる必要性はないということになり…それ以外の理由があるのかということを検討する必要がある<sup>5</sup>」との指摘にも見られる。

以上を整理すると、少年司法が有効に機能しているという客観的事実が存在するのに、少年司法は2000年以降、断続的に改正されている。そうすると、一連の少年法改正の理由は、「少年司法の失敗」ではない。それでは、その“理由”とは何なのか、そもそも、その“理由”はあるのか。ということになろう。

本稿は、その理由の一つを「犯罪被害者の保護・救済」と推定し、少年法改正の歴史を被害者の保護・救済という視点から整理し、検討を加えることを目的とする。

[注]

- 1 小木曾綾「新法解説 令和3年少年法等の一部を改正する法律」法学教室 496号 51頁（2021、有斐閣）
- 2 第5次改正少年法に限り示すと「〈特集〉少年法の見直し 一法制審議会の答申を受けて」刑事法ジャーナル 67号（2021、成文堂）32頁以下の各論文、葛野・武内・本庄＝編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』（2020、現代人文社）、別冊法学セミナー 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター〔編〕「少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか」（2018、日本評論社）所収各論文など。
- 3 犯罪被害者等給付金支給法
- 4 法制審部会第3回（配布資料12）「論点表（案）」  
<https://www.moj.go.jp/content/001225808.pdf>
- 5 法制審部会第4回会議 議事録、30頁。  
<https://www.moj.go.jp/content/001232868.pdf>

## 1. わが国における近年の少年司法の動向と被害者の視座

### (1) 近年の被害者関連諸法・施策の展開

わが国における被害者の保護・救済制度は、1980年に被害者に対する恩恵的性格が強いとされる「犯罪被害者等給付金支給法」にはじまる。他方、欧米における被害者の保護・救済制度が1960年代から進展しており、欧米と比べ我が国の被害者の保護・救済制度は、20年～30年遅れていると指摘される<sup>1</sup>。しかし、今日、犯罪被害者の保護・救済は刑事法上の重要な問題として扱われ<sup>2</sup>、その保護・救済は急速に発展している。このことは、成人刑事司法領域だけではなく、少年司法領域についても少なくない影響を与えていると考えられる。本節では、少年司法と被害者の関係性を考察する前提として、まず我が国における、近年の被害者関連諸法および施策の制定過程を概観する。

#### 1) 被害者二法の成立

##### i 立法に至る経緯<sup>3</sup>

2000年に、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（以下、犯罪被害者保護法という）、および「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」（以下、刑訴法等改正法という）、いわゆる「被害者保護二法<sup>4</sup>」が成立した。

わが国では、当時（現在に至るまで）、犯罪被害者の社会的関心が大きな高まりを見せ、被害者および被害者遺族に対する配慮の充実と保護の諸方策を講じることが課題となっていたところ、1999年3月、法務大臣から、事務当局に対し、刑事司法における犯罪被害者の保護等に関する法整備に向けての検討を行うように指示がなされた。

事務当局は同年7月から8月にかけて、法務省のホームページにおいて一般からの意見募集（パブリックコメント募集）を行った。意見募集の項目は、「被害者の地位の明確について」、「検察審査会における審査申立権者の拡大等について」、「被害者による意見陳述について」等の12項目であった<sup>5</sup>。

これの検討を踏まえ、同年10月法務大臣は法制審議会に対し、犯罪被害者等への適切な配慮、一層の保護を図るための法整備に関する諮問がなされた（諮問44号）。具体的諮問事項としては、以下の9項目であっ

た。①性犯罪の告訴期間の撤廃又は延長、②ビデオリンク方式による証人尋問、③証人尋問の際の証人の遮へい、④証人尋問の際の証人への付添い、⑤被害者等の傍聴に対する配慮、⑥被害者等による公判記録の閲覧及び謄写、⑦公判手続における被害者等による心情・意見等の陳述、⑧民事上の和解を記載した公判調書に対する執行力の付与、⑨被害回復に資するための没収及び追徴に関する制度の利用、である<sup>6</sup>。なお、具体的な諮問項目には、上記パブリックコメントを求めた項目のうち、「被害者の地位の明確について」、「検察審査会における審査申立権者の拡大等について」の2項目は盛り込まれていない。諮問の対象から外れた事情としては、「刑事訴訟手続における被害者の地位の明確化について…現行では裁判官、被告人、検察官という三訴訟主体構造を基本とする刑事訴訟手続を前提とする限り、犯罪被害者の方に、純然たる意味で手続上お主体たる地位を認めることは困難である…」、検察審査会の項目に関しては「法制審議会は…(基本法制)を審議することを所轄事務としており、検察審査会法は(基本法制ではないので)、事務当局において適宜立案作業を(するのが適当である)。」と説明されている<sup>7</sup>。

法制審議会は6回にわたる審議<sup>8</sup>の後、2000年2月、法務大臣に対して「刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子」の答申を行った<sup>9</sup>。なお、この答申では、上記諮問項目のうち「被害回復に資するための没収及び追徴に関する制度の利用」が見送られた<sup>10</sup>。法務省は答申をうけ「被害者保護二法」法案を立案し、同年3月閣議決定の上、法案は第147回国会に提出された。法案は同年4月、衆議院において全会一致で可決、同年5月参議院においても全会一致で可決され成立し、同月19日に公布された。

## ii 被害者等による被害に関する心情その他の意見陳述

被害者二法では、被害者の地位の明確化が将来の課題とされた。その理由は上述の通りである。その内容は、諮問事項の分類に従えば、概ね4類型に分類される<sup>11</sup>。すなわち、第一類型は「性犯罪の告訴期間の撤廃」(諮問事項①)、第二類型は、「証人の負担軽減に関する事項」であり(諮問事項②から④)、第三類型は「刑事訴訟手続における被害者の関与及び配慮」であり(諮問事項⑤から⑦)、第四類型は「犯罪被害者の損害回復」である(諮問事項⑧から⑨)。

犯罪被害者と少年司法との関係からは、とりわけ、被害者を「事件」の「当事者」として「主体的」に刑事手続に関与せさせる制度であって、

重要な改正とされる<sup>12</sup>、「被害者等による被害に関する心情その他の意見陳述（以下、被害者等意見陳述制度という。）」（刑事訴訟法 292 条の 2）が問題となる。

被害者等意見陳述制度の趣旨は以下のように説明される。すなわち、被害者等は、事件審理に重大な関心を有し、公判で意見を述べたいと希望する場合には、意見陳述の機会を与えることが重要である。これにより、刑事司法に対する被害者・国民の信頼確保に資するとともに、被害者が主体的に裁判に関与することにより、被害感情の緩和が図られ、被告人に対しては反省を深め、その更生に資する等の効果があるとするものである。また意見陳述は量刑資料として使用できるが、事実認定の証拠とすることはできない<sup>13</sup>。また本制度は被害者に法的権利性を認めるものではないとされる<sup>14</sup>。

被害者意見陳述制度については、学説上、批判も存在する。例えば「被害者の意見陳述は、その運用如何によっては、復讐刑法を招来しかねない危険性を孕んでいる<sup>15</sup>。」あるいは、「現行の意見陳述のような刑事司法における被害者救済は、被害感情を煽ることはあっても、真の被害者救済になるものではない<sup>16</sup>」、という、換言すれば「被害者意見陳述制度」は重罰化を招くおそれがあるという懸念が表明されているのである。

この点、少年の刑事事件の場合は、より一層深刻な問題である。すなわち、被害者意見陳述制度は、その制度趣旨から、被害者から申出があれば、特段の理由のない限り、裁判所はこれに応じるべきとされている。また刑訴法 292 条の 2、7 項は「裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないとき認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。」と規定するが、これは例外的な場合などに限定されるべきであるとされている<sup>17</sup>。

実際、司法統計年報によると<sup>18</sup>、令和 2 年度版では、参加を申し出た被害者等が延べ全国総数 1390 人であり、そのうち、参加を許可された被害者等は全国総数 1377 人であった。なお、そのうち刑訴法 292 条の 2 による意見陳述をした被害者等は、全国総数 978 人であった。このように実際の運用からも、申出を不許可とする運用は例外的に行われていることわかる。

このような運用と、少年が被告人であることへの配慮規定が刑訴法 292 条の 2 に無いことから、少年面前での被害者の意見陳述が被告人の心情にどのような影響を与えるか、被告人が直に接した被害者の意見・

心情を真摯に受け止めることのできる状況にあるか、などは考慮されず、その結果、「少年の手續参加と自由な意見表明をも困難にする<sup>19</sup>」との批判もなされている。さらに、裁判員裁判においては、厳罰化懸念、あるいは、少年の刑事手續における健全育成プロセスの危殆化への懸念はより一層深刻になる。すなわち、裁判員が被害者の感情に影響を受けて、適切な量刑判断ができない可能性は十分考えられうる。結局、被害者等意見陳述制度は、当初より少年被告人との関係性を考慮していないために、伝統的的少年司法の理念、すなわち「少年の健全育成」という視点からは、批判を免れないのである。

## 2) 「犯罪被害者基本法」の成立（2004年）

犯罪被害者二法等の成立により、我が国の犯罪被害者の保護・救済は大きな前進をみたわけであるが、その後も依然として犯罪被害者に対する支援不足、刑事司法における犯罪被害者が置かれた立場への不満が表明された。とりわけ、「全国犯罪被害者の会（通称：明日の会、2000年設立。）は、制度改革へ向けて積極的な活動を見せた<sup>20</sup>。このことは、政府の取組と犯罪被害者等が求める施策には隔たりがあり、従前の取組をそのまま進めるだけではこれを埋めることが困難であることを意味する<sup>21</sup>。こうした状況下で、2004年12月「犯罪被害者等基本法」が成立した<sup>22</sup>。

犯罪被害者等基本法は、総合的な被害者対策の基本理念として制定された。その意義は同法4条乃至6条において、国、地方公共団体、国民の責任において、犯罪被害者のための施策を推進すべきであることを規定し、また被害者の権利として、同法3条1項では「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」、同2項「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする」、同3項「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と明記されたことにある。その他、基本的施策として13項目をあげ、施策の方向性を明記している<sup>23</sup>。

また、犯罪被害者と少年司法との関係でとりわけ重要な規定は同法18条である。すなわち、同法18条は「国及び地方公共団体は、犯罪被害者



等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。」と規定し、これは、被害者の刑事手続への適切な関与形態として「直接参加」及び少年審判の関与拡大への道を敷いたのである<sup>24</sup>。

### 3) 「犯罪被害者等基本計画」(2005年～現在)

その後、同法を受けて設置された「内閣府犯罪被害者等施策推進会議」「内閣府犯罪被害者等基本計画検討会」がまとめた「犯罪被害者等基本計画(以下、第一次基本計画という)」が2005年12月に閣議決定された<sup>25</sup>。

先に見た犯罪被害者等基本法18条との関係で、第一次基本計画は、被害者に対する情報提供、被害者の手続参加を軸とし、刑事手続、少年保護手続の双方に及ぶものである<sup>26</sup>。第一次基本計画は重点課題として以下の5項目を掲げる。すなわち、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組、である。被害者への情報提供と少年司法との関係では、被害者の望みとして、刑務所出所及び少年院出院の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示<sup>27</sup>、少年保護事件手続に関する一層の情報提供<sup>28</sup>などが指摘された。

本稿では第一次基本計画で、少年司法との関係が言及された、③刑事手続への関与拡充への取組を取り上げる。第一次基本計画において、刑事手続への関与拡充への取組は以下のように説明されている。「犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、「事件の当事者」として、事件の真相を知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとって最大の希望であり、その回復にとって不可欠であるともいえる。また、解決に至る過程についても、遺族がこれに関与することでその責任を果たせたと感じるなど、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面もある」とし「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められる

べきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家、社会、個人に関する様々な価値観の相克・変化を踏まえた歴史の所産でもあり、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の時として衝突し、考量困難な種々の要請に応えるものでなければならない。そのことを前提としつつ、『事件の当事者』である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない<sup>29</sup>。」とされ、2008年少年法改正へとつながったのである。

#### 4) 「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立（2007年）

さて、犯罪被害者等基本法及び第一次基本計画を受けて「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下、被害者権利利益保護法という。）が2007年に成立した<sup>30 31</sup>。被害者権利利益保護法は、第一次基本計画で提示された施策を具体化したものであり、①犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、②犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度、③刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、④刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲拡大等の規定が整備された。

本法は、一定の罪について、参加を申し出る被害者・被害者遺族・被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士に「参加人」としての法的地位が付し（刑訴法316条の33、1項）、公判への出席（同法316条の34）、検察官の権限行使に関して意見を述べること（同法316条の35）、被告人側情状証人への反対尋問（同法316条36）、被告人に対する質問（同法316条の37）、検察官の論告・求刑終了後の弁論としての意見陳述（同法316条の38）等を認めた。なお、「弁論としての意見陳述」は、従前の意見陳述が、被害に関する心情等に限って認められたのに対し、事実又は法令の適用についての意見陳述が認められるようになった。

### 5) 犯罪被害者等基本計画の推移

内閣府によれば、これまでの犯罪被害者等施策は、「第1次基本計画の推進により、大きく進展したものと言える。」と評価し、「しかしながら、内閣府が平成20年度に実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、国民一般のうち…『犯罪被害者等基本法』及び『被害者参加制度』の意味がわかる者は1割ないし2割しかおらず、犯罪被害に関する国民一般の理解は十分ではないと言わざるを得ない。また、同調査によると、『被害者支援に関心がある』との設問に対し肯定的回答をした者は約5割にとどまっており、国民一般の犯罪被害者等支援ないし犯罪被害者等に関する関心も、高いとは言えない。

一方、内閣府が平成21年度に行った「犯罪被害類型別継続調査」によると、平成19年度から3年間連続して回答した犯罪被害者等のうち、その精神健康状態が重症精神障害相当とされる者の割合は一般対象者の10倍近くになっており、犯罪被害が精神健康状態に及ぼす影響の大きさがうかがえる。また、主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、加害者だけでなく、捜査・裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体の者、報道関係者、近所・地域の住民、職場・学校関係者、友人・知人、家族など、様々な者から高い割合でいわゆる二次的被害を受けたと感じていることが明らかとなっている。そして、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について、改善を求める要望が寄せられている。

もとより、第1次基本計画の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決されたわけではなく、今後とも、国民の理解と配慮・協力を一層促すとともに、政府全体として、更なる取組の強化を図っていく必要がある。

今般、第1次基本計画の計画期間が平成22年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指<sup>32</sup>すことを目的として、第二次犯罪被害者等基本計画（以下、第二次基本計画という）が策定された（2011年3月）。

第二次基本計画においても、第一次基本計画と同様、4つの基本方針、5つの重点課題を掲げた<sup>33</sup>。具体的な重点課題は、**1. 損害回復・経済的支援等への取組**、**2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**、**3. 刑事手続への関与拡充への取組**、**4. 支援等のための体制整備への取組**、**5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組**、である。これらの視点は、

被害者が「再び平穏な生活を営むことができるようになる」こと、つまり、損害・問題の回復の視座に立っている。このように「被害者の回復」の視座は重要な点として把握されていることが分かる<sup>34</sup>。

以降の第三次基本計画（2016年<sup>35</sup>）、第四次基本計画（2021年<sup>36</sup>）でも同様に「被害者の回復」の視座は重要な点として把握されている。

## （2）小括

以上、本節では、わが国における犯罪被害者対策の現状、近年の被害者関連諸法・施策制定について概観してきた。これまで概観してきた制度については、（もちろん刑事手続制度ではあるが）少年司法の独自性について、あまり触れられることはなかったといえる。しかし、我が国の犯罪被害者対策の基本計画たる、第一次基本計画が「『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。」と端的に示す通り、それは、まさに当の「被害者」にとってみれば少年保護手続と刑事手続を区別して論じる必要は無いという認識の顕れのようにも思える。他方、被害者の視座からは、刑事手続における、被害者保護・救済は急速な進展をみせており、もはや被害者は「忘れられた存在」ではなくなったといえる。この一連の立法背景には、犯罪者の処遇と比べ、被害者の処遇がおろそかにされていたことが指摘できる。

また、「一部の被害者団体の活動…に見られるように、被害者の保護・救済は犯罪者の厳罰化によって得られるという思考が底流にあった<sup>37</sup>」という指摘は看過すべきではない。この一連の被害者保護・救済立法を見ると、被害者の保護・救済の必要性が立法・政策に対して非常に大きな影響を与える要因であるということが出来る。すなわち、今後も刑事司法に影響を与え続ける可能性は十分にある。むしろ、もはや刑事司法は被害者という要因を無視できないことはできない。

また、現行制度は、刑事司法と被害者との関係性を十分に検討したものではないとの批判もある。被害者保護の名のもと、犯罪者の権利が無視され、厳罰化によって被害者保護が達成されるという上記の指摘は、今一度、被害者保護・救済について、刑事司法および少年司法との関係性を十分に検討することの必要性を示している。

[注]

- 1 椎橋隆幸「犯罪被害者対策の現状と課題」ジュリスト1414号(2011)146頁以下参照。
- 2 吉田敏雄「犯罪被害者の満足利益とその刑事訴訟参加の影響」『NCCD-in JAPAN 第50号(2015)』7頁。
- 3 詳しくは、神村昌通「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の概要」『ジュリスト』1185号2頁以下等参照。
- 4 解説として、松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』(有斐閣、2001)等。
- 5 詳しくは、甲斐行夫「刑事手続における犯罪被害者の保護に関する意見募集について」『ジュリスト』1162号6-7頁(1999)参照。
- 6 法務大臣諮問44号、及び法制審議会第128回会議事録参照。
- 7 「座談会 犯罪被害者の保護 法制審議会答申をめぐって」ジュリスト1176号(2000)6頁、河村発言参照。
- 8 審議の経過については、村越一浩「法制審義解における審議の経緯及び要綱骨子の概要」『ジュリスト』1176号39頁以下、及び各回議事録参照。
- 9 要綱骨子については「資料1・刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子」『ジュリスト』1176号54頁以下参照。
- 10 この点については、前掲注7)・35頁以下参照。松尾発言(36頁)。
- 11 前掲注7)・5頁、河村発言。
- 12 酒巻匡「犯罪被害者等による意見陳述制度について」法曹時報(2000)52巻11号3213頁以下参照。
- 13 法制審議会刑事法部会第78回会議事録参照。
- 14 前掲注4)松尾・102頁。
- 15 吉田敏雄「被害者にやさしい刑事司法?—そのモデル論的考察」『犯罪司法における修復的正義』(成文堂、2006)40頁。同「被害者に対する刑事手続き上の配慮」同45頁以下参照。
- 16 吉村真性「『被害者意見陳述』制度の運用に関する一考察」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』2004年1号、204頁。
- 17 前掲注4)松尾・97頁以下。
- 18 被害者参加制度全体としての数値である。
- 19 葛野尋之『少年司法における参加と修復』(日本評論社、2009)192頁等。
- 20 全国犯罪被害者の会 HP : <http://www.navs.jp/index.html> 参照。明日の会の目的と活動は以下のように紹介されている。1. 犯罪被害者の権利の確立、2. 被害回復制度の確立、3. 被害者の支援、4. 啓発活動、5. シンポジウムの開催、6. 広報。
- 21 神村昌通「犯罪被害者等のための施策をめぐるこれまでの経緯と基本計画骨子」『ジュリスト』1302号30頁。
- 22 詳しくは、前掲注26)神村、奥村正雄「視点・犯罪被害者基本法の成立を受けて」『ジュリスト』1285号2頁以下、井川良「犯罪被害者等基本法」『ジュリスト』1285号39頁以下、牛山敦「犯罪被害者基本法の概要」『法律のひろば』58巻5号40頁以下等参照。
- 23 具体的項目としては、  
相談及び情報の提供等(第11条)

損害賠償の請求についての援助等（第12条）  
給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）  
保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）  
犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）  
居住及び雇用の安定（第16～17条）  
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）  
保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）  
国民の理解の増進（第20条）  
調査研究の推進等（第21条）  
民間の団体に対する援助（第22条）  
意見の反映及び透明性の確保（第23条）

等である。

- 24 前掲注2）吉田・8頁。
- 25 経緯について詳しくは、前掲注25）神村・31頁以下、及び、同「犯罪被害者等基本計画策定の経緯と目的」『法律のひろば』59巻4号4頁等参照。
- 26 内閣府「犯罪被害者等基本計画 平成17年12月」参照。
- 27 前掲注26）32頁。
- 28 前掲注26）40頁。
- 29 前掲注26）10-11頁参照。
- 30 詳しくは、白木功「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」『ジュリスト』1338号48頁等参照。
- 31 なお本法により、犯罪被害者保護法（2000年）は「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」と改称された。
- 32 内閣府「第2次犯罪被害者等基本計画 平成23年3月」1-3頁。  
[http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai2\\_basic\\_plan.pdf](http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai2_basic_plan.pdf)
- 33 詳しくは、前掲注32）1頁以下、奥村正雄「第二次犯罪被害者等基本計画の意義と課題」ジュリスト1424号（2011）2頁以下参照。
- 34 例えば、全国犯罪被害者の会（あすの会）等の被害者団体は、損害賠償命令は加害者に資力がなければ無意味なこと、犯給制度は一時金で事件前の収入の補償がないこと、治療費はいったん被害者の負担となり重傷病給付金も120万円が限度であること、リハビリ・住宅改造等の環境整備費や義足・通院交通費等の医療関係費等が犯給制度では補てんされないこと、経済的困窮度による算定でないため困窮者の経済的回復には不足な場合が少なくないこと等から現行の賠償制度や犯給制度には限界があるとして、治療費や環境整備費等を現物支給し、年金制度を採り入れた「生活保障型」の被害者補償制度を新たに創設すべきであると主張している。前掲注33）奥村・5頁。
- 35 [http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai3\\_basic\\_plan.pdf](http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai3_basic_plan.pdf)
- 36 [http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai4\\_basic\\_plan.pdf](http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai4_basic_plan.pdf)  
なお、第三次基本計画までの主な成果として警察庁は以下の点をあげている。  
([https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon\\_keikaku.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html))

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

37 前掲注2) 吉田・9頁。

## 2. 近年の少年法改正 ―被害者視座の改正を中心に―

我が国における犯罪被害者の保護・救済は急速に発展してきた。このことは、少年司法についても同様である。すなわち、2000年の第一次少年法改正をはじめとする一連の少年法改正においても、被害者視座に立った改正が行われているのである。

### (1) 「少年犯罪被害者」の状況

犯罪被害者は刑事司法においては長く「忘れられた存在」であった。従前の刑事司法において「被害者」は被害届を提出するなど捜査の端緒を与える存在、あるいは、目撃証人などの「証拠」としての役割を果たすに留まっていたのである。いわば刑事司法領域の縁に置かれ続けていたのである。

とりわけ「少年犯罪被害者」となると、その存在は、より一層遠ざけられた存在であった。それは、少年法自身の理念及び構造に因るところが大きい。すなわち、少年法は「少年の健全育成」観点から、少年審判は一般に非公開であるし（少年法22条2項）、情報開示も基本的には行われず<sup>1</sup>、推知報道が禁止される（61条）。つまり「少年犯罪被害者」にとってみれば、「加害者」を知るということ自体困難であった。

さらに、審判中被害者が意見を表明する機会は無く、家庭裁判所調査官の調査を通じて間接的に表明するに留まっていた。このように「少年犯罪被害者」は、被害者一般にとって最も基本的なニーズとも言える「情報を知る」といことさえ満たされず、いつのまにか、その「少年犯罪」は解決されていたのである。このように見てくると、「少年犯罪被害者」は、一般の被害者よりも、抱えるストレスが大きく、深刻であった。「少年犯罪被害者」はまさに「法によって排除された存在」であたといえよう<sup>2</sup>。

## （2）「少年犯罪被害者」の保護・救済へ

上述のように、少年犯罪被害者は、近年に至るまで法により排除され続けてきたが、それは、少年司法の目的が「少年の健全育成」にあることからすれば、むしろ当然のことといえた。しかし、先にふれた通り、近年の少年犯罪被害者の地位は急速に向上している。その背景は以下のような指摘がある。まず、第一に思潮の変化、第二に少年による凶悪な事件の発生、第三に法執行機関による被害者対策の発達である<sup>3</sup>。

第一点目については、近年の犯罪被害者への社会的関心の高まり、刑事手続における被害者の地位に関する活発な議論の展開等である<sup>4</sup>。第3点目については、警察及び検察による被害者通知制度などの取組である。第二点目については、神戸連続児童殺傷事件を始めとする凶悪事件を契機として、従前の少年審判では被害者への配慮があまりにも欠けていたのではないかという疑問が社会的に高まり、また、山形マット死事件<sup>5</sup>（山形明倫中事件）のように、審判に関する情報を得られない遺族が真相究明のため、民事訴訟を提起する事例が相次ぎ、「密室審判」負の側面が明らかにされた<sup>6</sup>。と説明される。その他、「少年犯罪被害当事者の会<sup>7</sup>」を始めとする、被害者団体の積極的な活動も背景に含まれるであろう<sup>8</sup>。いずれにせよ、第一次少年法改正には、このような被害者視座に立った背景も存在していたのである。次に近年の被害者視座に立脚した少年法改正規定について概観する。

## （3）第一次・第三次少年法改正

### 1）第一次少年法改正（2000年）

少年司法における被害者保護・救済制度の嚆矢は、2000年「少年法等の一部を改正する法律」（以下、第一次少年法改正という）である<sup>9</sup>。第一次少年法改正は、1. 少年事件の処分の方の見直し、2. 少年審判における事実認定手続の一層の適正化、3. 被害者への配慮の充実という3つの柱からなっている。これら3点ともに被害者（および被害者団体）が後押しする役割を果たした<sup>10</sup>。すなわち、「少年審判が非公開であることを根拠に、それがもたらす具体的な弊害を厳密に検討することなく、被害者に対する情報提供を一律に拒んできたことが、被害者の審判手続への不信を生み、検察官を関与させるべきだとする要求へつながった<sup>11</sup>」という経緯がある<sup>12</sup>。



さて、第一次少年法改正では上記3. 被害者への配慮の充実という点について、次のような被害者視座に立った規定がおかれた。①被害者等の申出による記録の閲覧・謄写（5条の2）、②被害者の申出による意見陳述（9条の2）、③被害者の申出による事件結果の通知（31条の2）である。なお、特筆すべき点として、この第一次少年法改正における参議院法務委員会（2000年11月24日）の付帯決議中に、「被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。」とする項目があったのである。

## 2) 第三次少年法改正（2008年）

### i 第一次改正のその後の経緯

上記の第一次少年法改正においては施行5年後の見直し規定が置かれていた。被害者視座に立脚した規定について、被害者側から、なお不十分であり、制度改革を求める声が存在していた。例えば「全国犯罪被害者の会」は、「2000年改正少年法5年後見直しの意見書（2006年）」を表明し、その中では次の6項目が掲げられた。すなわち、1. 犯罪被害者の審判出席、2. 2000年少年法改正で制定された被害者配慮規定の改正、3. 重大犯罪の原則逆送（法20条2項）、4. 修復的司法、5. 被害者等の審判への不服申立制度、6. 少年法の範囲外で改正すべき点、である。

その1においては、被害者側へ意見陳述及び質問等を少年審判で行う権利を認めるべきであるという意見とともに、重大事件の審判への傍聴を含む出席を認めるべきであるという意見が表明された。また、その3においては、記録の閲覧・謄写（少年法5条の2）についての範囲拡大や一定の重大事件については社会記録の閲覧・謄写を認めるべきであるとの意見が表明され、被害者の意見聴取（少年法9条の2）については、権利として認めるべきであり、但書の「相当でないとき」という例外規定を削除すべきであり、被害者の意見は裁判官が直接聴取すべきであるとの見解が示された。さらに審判結果通知（少年法31条の2）についても、被害者の申出を待たずに通知すべきである等の見解が表明された<sup>13</sup>。これらの意見の根本には、被害者団体の意見中にも表れている通り、「審判で何が行われ、少年が審判で何を言うのかを自分自身で確かめたいという被害者の強い希望…と同時に、審判で何が行われてい

るかを検証できないままに、事実が認定され、処分が決定されていくことへの不信感があったことも否定できない<sup>14</sup>。」のである。

さらに前節で述べた通り犯罪被害者の保護・救済に係る法整備が進展したことも、第三次少年法改正の背景として存在する。前述の第一次犯罪被害者基本計画には、犯罪被害者基本法 18 条の法務省における対応施策として、「少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する<sup>15</sup>。」と記されていたのである。また同省では、施行後 5 年間における施行状況の評価及びその見直しの要否についての検討・判断の参考に資するため、少年犯罪の被害者・日弁連・裁判所・刑事法学者等の関係者相互間における意見交換を平成 18 年 10 月から同年 12 月にかけて 4 回開催した<sup>16</sup>。

さて、第一次犯罪被害者等基本計画策定後の少年法における被害者視座の議論は、被害者の審判傍聴の是非に集約されていった。前述の通り、被害者側からは、積極的な意見が提出された。一方で、被害者の審判傍聴に消極的な意見もあった。それは、被害者の傍聴により少年が委縮してしまい、心情を率直に述べ難くなるおそれや、少年のプライバシーの保護、適切な処遇選択が困難となり審判の機能が失われる。あるいは審判のケースワーク機能が失われる。また、被害者の二次被害のおそれといった理由による<sup>17</sup>。これらの意見の対立は、換言すれば、少年法の理念及び構造つまり、少年の健全育成視座と被害者保護救済視座との対立であったといえよう。

## ii 第三次改正へ

このような状況の中、2007 年 11 月に法務大臣から法制審に対し「犯罪被害者等基本法の趣旨及び目的等にかんがみ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため」の法整備に関する諮問 83 号が発せられた。諮問には、1. 被害者等による少年審判の傍聴制度、2. 被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲拡大、3. 被害者等の申出による意見聴取の対象者拡大、4. 成人刑事事件に関する家裁の特別管轄廃止、が盛り込まれた。これを受けた法制審議会は、同年 12 月から 2008 年 1 月にかけて 4 回にわたり少年法（犯罪被害者関係）部会で審議し要綱を答申した<sup>18</sup>。2008 年 3 月、本法案は閣議決定され、第 169 回国会に提出された。本法案は、衆議院において修正がなされ、同年 6 月成立した<sup>19</sup>。以下では第三次少年法改正における被害者視座に立脚した規定を概観する。

### iii 第三次改正法の内容

#### ①少年法5条の2第1項改正

本改正により少年法5条の2第1項が改正され、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大がなされた。その内容は対象記録範囲の拡大（社会記録は除く<sup>20</sup>）と、要件の緩和である（従前は、損害賠償請求のために必要がある場合、その他の事由を考慮し相当である場合に限定されていた）、すなわち、被害者の申出がある場合、裁判所は閲覧・謄写の理由が正当でない場合及び閲覧・謄写を認めることが相当でない場合を除き、認めることとなった。この要件の緩和により、被害者等が事件の内容を知りたいという理由による、閲覧・謄写は認められることとなった<sup>21</sup>。なお、正当でない理由としては、被害者等が加害者又はその関係者への報復や不当な働掛けに必要な情報を得る目的がある場合、また、相当でないと認める場合は、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉・生活の平穩を害し、あるいは調査・審判に支障を来すなど不当な影響が生じる虞がある場合と説明される<sup>22</sup>。このように、閲覧・謄写の範囲は拡大したが、本条第1項では「少年の健全な育成、事件の性質、調査、審判の状況」が考慮要素に挙げられている点には注意を要する。この点は少年保護手続の特質への配慮と説明されるが<sup>23</sup>、他方、被害者視座から観察すると、いわば少年法理念によって被害者への配慮が制限されているとも言えるのである。

#### ②少年法9条の2改正

本条改正により、被害者の意見聴取の対象者の範囲が拡大された。

#### ③少年法22条の4新設

第三次少年法改正において少年法22条の4が新設された。この規定は、被害者等による少年審判の傍聴を認めるものであり<sup>24</sup>、前述した通り、改正以前から少年法の理念と被害者保護・救済の関係において、活発な議論があったテーマである。すなわち、少年審判の基本原則たる手続非公開に例外を認めるもので、保護教育主義の観点からの異論・懸念が指摘された。しかし、被害者視座からは、被害者が情報を得る利益の実現の到達点ともいえるのである<sup>25</sup>。本規定は、少年犯罪についても犯罪被害者にとっては、被害に変わりなく、特に重大事件であれば、手続過程・処分・判断について重大な関心を持ち、直接見届けたいと被害者が思うことは当然であり、犯罪被害者基本法の趣旨からも、このような心情は十分尊重されるべきであり、被害者等の傍聴を認めることは、被

害者等の立ち直りも資すること、また、少年にとっても、反省を深める契機となる場合があることが、本規定による被害者等傍聴制度の導入の根拠であった<sup>26</sup>。本規定も記録の閲覧・謄写を認める規定と同様に、相当性の要件がふされた。政府提出案では、当初「相当と認めるとき」に傍聴を許すことができるとしていたが、衆議院において、適正な処遇選択や少年の内省の進化を妨げるおそれ、健全育成阻害のおそれの趣旨を明確化すると観点から「少年の健全おそれがなく相当と認めるとき」と修正された<sup>27</sup>。

本条に対しての批判は多くなされている<sup>28</sup>。その批判の最大の論拠は、少年法の教育的視座から、被害者が傍聴していると少年が委縮して本音を語らなくなり、審判の健全育成機能が果たせなくなってしまうといことにある<sup>29</sup>。他方、被害者からは委縮するということは反省の契機であるとの意見もある<sup>30</sup>。しかし、このことについてはエビデンスが明らかではないとの意見もある<sup>31</sup>。

[注]

- 1 従前、実際の審判に関する情報開示は、家裁の許可を受けた場合に限り、審判記録の閲覧・謄写が認められていたが、被害者に特別認められた制度では無く、実際に認められたケースは多くは無かった。田宮裕＝廣瀬健二編『注釈少年法』（有斐閣・1998）438頁、家庭局「少年保護事件の記録の開示について」家月34巻5号198頁以下、少年審判規則7条参照。
- 2 瀬川晃「少年審判と被害者の地位」ジュリスト1152号（1999）94頁。
- 3 前掲注2）瀬川・94-95頁。
- 4 「特集・犯罪被害者と刑事司法」刑法雑誌35巻3号（1996）1頁以下など参照。
- 5 山形マツト死事件民事訴訟については、仙台高判平16年5月28日判時1864号3頁、山形地判平14年3月19日判時1806号94頁。
- 6 前掲注2）瀬川・95頁。
- 7 少年犯罪被害当事者の会 HP：http://hanzaihigaisha.jimdo.com/
- 8 実際、少年犯罪被害当事者の会は、1998年4月、法務大臣に対して「少年法改正を求める要望書」を提出した。その中では、例えば、調査・審判で知り得た事実は、被害当事者側が知りたいと意志表示をした場合は、速やかに対応することを要望としてあげていた。その後も「少年法改正案に関する意見書」を提出するなど、現在に至るまで積極的活動を続けている。
- 9 解説として、甲斐ほか『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』（法曹会、2002）
- 10 川出敏裕『少年法』（有斐閣、2015）122頁。
- 11 前掲注10）川出・123頁。
- 12 例えば、守屋克彦「少年法と被害者」東京経済大学現代法学1号（2000）55頁、

- 前掲注7・少年被害者明日の会 HP 等参照。
- 13 詳しくは、全国犯罪被害者の会「2000年改正少年法5年後見直しの意見書(2006年)」<http://www.navs.jp/report/1/opinion2/opinion2-10.html#3>、少年犯罪被害当事者の会「被害者等による少年審判の傍聴等に関する意見書(2007年)」<http://www005.upp.so-net.ne.jp/hanzaihigaisha/welcome.htm> 参照。
- 14 前掲注10) 川出・130頁。
- 15 内閣府「犯罪被害者等基本計画 平成17年12月」42頁。
- 16 詳しくは、各議事録参照。[http://www.moj.go.jp/shingil/keiji\\_keiji38.html](http://www.moj.go.jp/shingil/keiji_keiji38.html)
- 17 斎藤義房「2008年少年法『改正』法案の修正案可決と今後の課題」自由と正義59巻9号130頁。後藤弘子「少年審判と被害者参加」法学セミナー645号16頁。日弁連「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書(2007年)」。片岡博「少年審判運営江をめぐる諸問題」野田愛子・三宅弘人編『家庭裁判所家事・少年実務の現状と課題』判例タイムズ996号(1999)256頁以下、兄玉勇二・杉浦ひとみ「少年法改正と被害者への配慮」斉藤豊治・守屋克彦編著『少年法の課題と展望第1巻』(成文堂、2005)194頁以下。等参照。
- 18 諮問83号、法制審議事録、答申については、法務省HP参照。  
[http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_syounen\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_syounen_index.html)
- 19 詳しくは、飯島泰「少年法の一部を改正する法律の概要」ジュリスト1364号76頁以下。久木元伸ほか「少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説」(法曹会、2011)、飯島泰=岡崎忠之「『少年法の一部を改正する法律』の解説」家月61・2参照。
- 20 社会記録等の開示を認めると、少年の育成歴・医療・教育に関する情報、少年に対する評価等、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年審判の目的に反する結果につながる可能性がある。
- 21 前掲注18) 久木元ほか・110頁。
- 22 田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法[第3版]』(有斐閣、2009)85頁。
- 23 前掲注21) 田宮・廣瀬・83頁等参照。
- 24 対象事件は犯罪少年に係る事件であって、①故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②刑法211条の罪(業務上過失致死傷等)。触法少年に係る事件について、政府提出案では全てを傍聴の対象としていたが、衆議院の修正により「12歳未満の者」については対象から除外された。すなわち、特に低年齢の少年には、被害者等の傍聴の影響が大きく下限を設ける必要が指摘された。前掲注21) 田宮・廣瀬266頁、前掲注18) 飯島・78頁等参照。
- 25 前掲注10) 川出・131頁。
- 26 前掲注18) 飯島ほか・29頁以下。
- 27 前掲注21) 田宮・廣瀬271頁。
- 28 例えば、日弁連『犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書』(2007年11月)は、「少年は、成長発達の途上にあり、精神的に未成熟であって、社会的な経験にも乏しい。従って、被害者等が審判を傍聴するということになれば、少年は精神的に萎縮してしまい、審判廷で率直に心情を語ったり、事実関係について発言することができなくなるおそれがある。特に、少年審判は事件発生から間もない期間に進められるため、被害者等にとっては、事件から受けた心理的な衝撃

もまだ大きく、他方、少年についても、事件を起こした精神的な動揺が収まっていないといった状況も十分に考えられる。そのため、被害者等による傍聴は、少年に多大な緊張や心理的圧迫をもたらし、少年を精神的に萎縮させてしまうおそれ大きいと言わざるをえない。そのような状況は、少年の主体的な手続参加と意見表明が十分に保障されないという意味において、適正手続の観点から問題であるとともに、少年の弁解を封じ込め、却って誤った事実認定がなされるおそれを生じさせる。このような懸念に対しては、「弁護士付添人が同席すればよい」「萎縮することが少年に本当のことを言わせて反省の第一歩となる」などとの反論もあるが、たとえ弁護士付添人が同席していても、少年自身の心理の問題として萎縮してしまうことは避けられないであろうし、また、萎縮した少年から得られた供述が真実であるとはいえず（却って虚偽の自白などに結びつくおそれが高い）、それが真の反省に結びつくというものでもないであろう。」としている。

29 酒井安行「少年法の理念—被害者傍聴、健全育成、そしてEBP」澤登・高内編著『少年法の理念』（現代人文社、2010）218頁。

30 少年法（犯罪被害者関係）部会（平成20年各議事録参照）

31 前掲注29）酒井・218頁。

